

別表第2(第47条関係) 汚水排除量認定基準表

用途	1月の汚水排除量の認定基準							
一般用	汚水の種類	種別	定義	汚水排除量認定の基準	立方メートル			
一般用	家事汚水	\	一般家庭汚水	1世帯4人まで	合併前の熊谷市の区域	8		
				1人当たり			合併前の妻沼町の区域	6
				1人増すごとに				4
				団体汚水	\	官公署、学校 その他これらに準ずるものから排除される汚水	従業員10人まで1人当たり	10
	1人増すごとに						5	
	営業汚水	第1種	従業員1人当たり汚水排除量の比較的多い業種	従業員10人まで1人当たり	20			
				1人増すごとに				15
		第2種	従業員1人当たり汚水排除量の普通の業種	従業員10人まで1人当たり	15			
				1人増すごとに				10
		第3種	従業員1人当たり汚水排除量の比較的小さい業種	従業員10人まで1人当たり	10			
				1人増すごとに				5
	工業汚水	第1種	従業員1人当たり汚水排除量の比較的多い業種	従業員20人まで1人当たり	20			
				1人増すごとに				15
		第2種	従業員1人当たり汚水排除量の比較的小さい業種	従業員20人まで1人当たり	15			
1人増すごとに				10				
公衆浴場用	浴場汚水	\	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の規定による浴場から排除される汚水	浴室1平方メートルにつき	10			

別表第3(第47条関係) 営業及び工業汚水の種別区分表

排除される汚水の種類	業種	
営業汚水	第1種	クリーニング業、水産加工業、園芸業、清涼飲料水製造業、氷菓子製造業、豆腐類製造業、つけ物製造業、めん類製造業、もやし製造業、魚介類販売業、搾乳販売業、自動車運送業、飲食店業(仕出屋、バー、キャバレー、スナックその他これらに類するものを含む。)、喫茶店業、旅館業、冷凍設備のある食肉販売業、病院又は入院設備のある診療所、医院若しくは助産所、総合印刷業、洗車設備のある給油業その他これらに類するもの
	第2種	鳥獣飼育業、果樹栽培業、鋳物製造業、第1種以外の給油業、写真業、生花販売業、青果物販売業、百貨店、雑居ビル、第1種以外の食肉販売業、理美容業、第1種以外の診療所又は医院若しくは助産所その他これらに類するもの
	第3種	製材業、第1種以外の印刷業、塗装看板業、興業場業(映画館、ダンスホールその他これらに類するもの)、荒物雑貨販売業その他これらに類するもの
工業汚水	第1種	醸造業、製氷業、や金業及び繊維、コークスその他これらに類するものの製造業
	第2種	鉄工、レンガ、コンクリートその他これらに類するものの製造業